告示

○厚生労働省告示第三百四十二号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十一条第一項の規定に基づき、食品、添加物等の規格基準（昭和三十四年厚生省告示第三百七十号）の一部を次のように改正する。ただし、小麦、その他の穀類、たまねぎ、ねぎ及びえだまめに残留するアセトクロールの量の限度、らっかせい、だいこん類の根、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、はくさい、芽キャベツ、ケール、こまつな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、しゅんぎく、ねぎ、にら、アスパラガス、わけぎ、その他のゆり科野菜、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、その他のせり科野菜、まくわうり、ほうれんそう、たけのこ、しょうが、マッシュルーム、しいたけ、その他のきのこ類、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、おうとう、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー、ハックルベリー、その他のベリー類果実、バナナ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね、その他のオイルシード、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド、くるみ、その他のナッツ類及びその他のハーブに残留するジエトフェンカルブの量の限度、米、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし、そば、その他の穀類、えんどう、そら豆、らっかせい、その他の豆類、ばれいしょ、さといも類、かんしょ、こんにゃくいも、その他のいも類、さとうきび、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー、その他のあぶらな科野菜、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス、その他のきく科野菜、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ、その他のゆり科野菜、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、その他のせり科野菜、トマト、ピーマン、なす、その他のなす科野菜、きゅうり、かぼちゃ、しろうり、すいか、メロン類果実、まくわうり、その他のうり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、マッシュルーム、しいたけ、その他のきのこ類、その他の野菜、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム、その他のかんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー、ハックルベリー、その他のベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウィー、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし、その他の果実、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね、その他のオイルシード、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド、くるみ、その他のナッツ類、茶、カカオ豆、その他のハーブ、牛の筋肉、豚の筋肉、その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉、牛の肝臓、豚の肝臓、その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓、牛の腎臓、豚の腎臓、その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓、牛の食用部分、その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分、乳、鶏の筋肉、鶏の肝臓、鶏の腎臓及び鶏の食用部分に残留するフェノブカルブの量の限度、その他のせり科野菜及びももに残留するフェンヘキサミドの量の限度、ぶどう、牛の腎臓、豚の腎臓、その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓及び干しぶどうに残留するフルオピラムの量の限度、豚の腎臓、鶏の脂肪、あひるの脂肪、その他の家きん（あひるを除く。）の脂肪及びあひるの腎臓に残留するフルベンダゾールの量の限度並びにその他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉、その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪、その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓、その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓、その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分、その他の家きんの筋肉、その他の家きんの脂肪、その他の家きんの肝臓、その他の家きんの腎臓、その他の家きんの食用部分、魚介類（貝類に限る。）、魚介類（甲殻類に限る。）及びその他の魚介類に残留するフロルフェニコールの量の限度については、公布の日から六月以内に限り、なお従前の例による。

平成二十八年九月十六日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

第1のAの6の(1)の表のアセトアミノフェンの項の次に次のように加える。

アセトクロール	
とうもろこし	0.05ppm
大豆	1 ppm

第1のAの6の(1)の表のジエトフェンカルブの項を次のように改める。

ジエトフェンカルブ	
小麦	0.05ppm
大豆	0.1ppm
小豆類	0.1ppm
えんどう	0.1ppm
そら豆	0.1ppm
その他の豆類	0.1ppm
だいこん類の葉	5 ppm
クレソン	5 ppm
キャベツ	5 ppm
きょうな	5 ppm
その他のあぶらな科野菜	5 ppm
エンダイブ	5 ppm
レタス	5 ppm
その他のきく科野菜	5 ppm
たまねぎ	5 ppm
にんにく	5 ppm
みつば	5 ppm
アマト	5 ppm
ピーマン	5 ppm